

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十三号

平成十九年

二月二十八日

水曜日

目次

規則

山梨県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第一号

山梨県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県公有財産事務取扱規則

山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第三十三条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改める。

附則

この規則は、平成十九年三月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番